

個人情報に記載した書類の誤交付について

このたび、当センター総合受付において、個人情報に記載された自立支援医療受給者証（以下「書類」という。）を誤って別の患者さんに手渡した事案が発生しました。

このような事態を招きましたこととお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者Aさんの氏名、生年月日、住所、健康保険者、健康保険被保険者証の記号及び番号、自己負担上限額、有効期限

2 経緯

令和6年5月13日（月）

・委託職員Xが、患者Bの外来受診の会計の際に、自立支援医療受給者証（以下「書類」という。）（*）を手渡そうとして、誤って患者Aの書類を手渡した。

・患者Bの家族から、誤って患者Aの書類が手渡されている旨の架電があり、本事案が発覚した。

・患者Bの家族からの架電後直ちに、センター事務職員が患者B宅を訪問し、患者Aの書類を回収した上で患者Bの書類を手渡した。その後、患者A宅を訪問し謝罪の上、書類を手渡した。

*自立支援医療受給者証は、医療機関を通じて患者に交付される。

3 誤って手渡した原因

委託職員X（事務職員）が、書類の確認を怠り、誤って患者Aの書類を患者Bに手渡したため。

4 再発防止策

個人情報の取り扱いに関する注意事項等を職員及び委託業者に通知し、本人確認を徹底する。